

議員提出第4号

市長の専決事項の指定について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年1月25日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

宮 崎 利 造

上 條 哲 弘

岡 崎 克 巳

杉 野 修

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

市長の専決事項の指定について

市長の専決事項の指定について（平成22年久喜市議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長の専決事項を次のとおり指定する。

- 1 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当初契約金額をその100分の3以内において増額し、又は減額すること（その変更額又は変更額の累計額が300万円を超える場合を除く。）。
- 2 法令により市の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。
- 3 市が当事者である金銭債権の目的の価額が1件300万円以下の徴収に係る訴えの提起、和解（裁判上の和解に限る。）及び調停に関すること。
- 4 1件50万円以下の事件について和解（裁判上の和解を除く。）をすること。
- 5 災害、感染症、突発的な事故等により必要となる事業、維持補修、工事等で緊急を要するものに係る歳入歳出予算を補正すること。
- 6 会計年度末における地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令の改正等に伴い条例の改正を行うこと。
- 7 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。

- 8 法令の改正又は廃止に伴い、条例中に当該法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する場合において、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに、当該条例の改正を行うこと。
- 9 市が加入して組織する一部事務組合又は広域連合について他の地方公共団体の名称変更に伴う当該一部事務組合又は広域連合の規約の変更に関する関係地方公共団体の協議に関すること。
- 10 応訴事件に係る控訴若しくは附帯控訴又は上告に関すること。
- 11 会計年度末において、緊急を要するものに係る歳入歳出予算を補正すること。

#### 提案理由

地方自治法第102条の規定による定例会の実施方法を変更することに伴い、円滑な市政を執行するため、この案を提出するものであります。